

議案第 48 号

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 16 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正

飛驒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飛驒市消防団員等公務災害補償条例（平成16年飛驒市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例第18条第1項の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた飛驒市消防団員等公務災害補償条例第18条第1項に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（内払い）

- 3 改正前の飛驒市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき、令和8年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に支給された改正前の飛驒市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく葬祭補償は、改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例による葬祭補償の内払いとみなす。

飛騨市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第17条 略 (葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第17条 略 (葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）の公布に伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>非常勤消防団員、非常勤水防団員及び消防作業に従事した者等に対する損害補償の基準については、国家公務員災害補償法に基づく人事院規則16-0（職員の災害補償）（昭和48年人事院規則16-0。以下「規則」という。）を参考に、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）において定められており、各市町村においては基準政令に基づき条例で定めることとされている。</p> <p>今般、労働者災害補償保険法における同種給付の改正を踏まえた規則の一部改正を受け、基準政令においても非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を引き上げる改正がなされたことに伴い、本市における条例においても同様の改正を行うもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>「315,000円」を「330,000円」に改める。</p> <p style="text-align: right;">（第18条関係）</p>
市民への影響等	対象となる者には有利となる改正
施行日	公布の日（適用日：令和8年4月1日）
備考	